

## 成果を社会に活かす部会の設置について

平成11年8月27日

政策委員会

地震調査研究の成果が国民一般にとって分かり易く、防災意識の高揚や具体的な防災行動に結びつくものとするとともに、国や地方公共団体等の防災関係機関の具体的な防災対策に結びつくようにするための方策を検討する必要がある。これらを政策委員会と地震調査委員会が協力して行うため、政策委員会運営要領（平成7年8月9日政策委員会決定。以下「運営要領」という。）に基づき、成果を社会に活かす部会（仮称）を設ける。

### 1. 審議事項

- (1) 地震活動の総合的な評価に基づく広報に関すること
- (2) 地震調査研究の成果の効果的な普及方策に関すること
- (3) その他必要な事項

### 2. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、委員長が別途定める。この場合、構成員には、地震調査委員会の委員を含めるものとする。
- (2) 部会長は、部会の構成員の中から委員長が指名する。
- (3) 委員長は、構成員及び部会長の指名に当たっては、地震調査委員会の委員長の意見を聴くものとする。
- (4) 部会長は、部会に専門家を招聘し、意見を聴取することができる。

### 3. 政策委員会と地震調査委員会との協力

政策委員会及び地震調査委員会における意見が部会の審議に反映されるよう、部会は、政策委員会及び地震調査委員会に適宜審議結果を報告するとともに、意見を聴くものとする。